

奈良県社会教育センター条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十五号）第十一条第二項に規定する奈良県社会教育センターの研修施設の利用料金の額を次のとおり承認しました。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

施設名	利 用 料 金					
	午前 （午前九時から正午まで）	午後 （午後一時から午後五時まで）	午前・午後 （午前九時から午後五時まで）	夜間 （午後六時から午後九時まで）	午後・夜間 （午後一時から午後九時まで）	全日 （午前九時から午後九時まで）
大研修室	四、四〇〇円	六、一〇〇円	一〇、四〇〇円	四、四〇〇円	一〇、四〇〇円	一三、四〇〇円
中研修室A	一、九〇〇円	二、四〇〇円	四、二〇〇円	一、九〇〇円	四、二〇〇円	五、三〇〇円
中研修室B	一、九〇〇円	二、四〇〇円	四、二〇〇円	一、九〇〇円	四、二〇〇円	五、三〇〇円
小研修室A	一、一〇〇円	一、三〇〇円	二、三〇〇円	一、一〇〇円	二、三〇〇円	二、五〇〇円
小研修室B	一、一〇〇円	一、三〇〇円	二、三〇〇円	一、一〇〇円	二、三〇〇円	二、五〇〇円

多目的 ホール (体育館)	調理研修室	工作研修室	美術研修室	音楽研修室	和室	視聴覚室	スタジオ	会議室
五、四〇〇円	二、三〇〇円	二、四〇〇円	二、一〇〇円	一、九〇〇円	二、二〇〇円	五、一〇〇円	二、六〇〇円	一、九〇〇円
七、二〇〇円	二、九〇〇円	三、〇〇〇円	二、七〇〇円	二、四〇〇円	二、八〇〇円	六、八〇〇円	三、六〇〇円	二、四〇〇円
一一、五〇〇円	五、一〇〇円	五、三〇〇円	四、七〇〇円	四、二〇〇円	四、九〇〇円	一一、八〇〇円	六、一〇〇円	四、二〇〇円
五、四〇〇円	二、三〇〇円	二、四〇〇円	二、一〇〇円	一、九〇〇円	二、二〇〇円	五、一〇〇円	二、六〇〇円	一、九〇〇円
一一、五〇〇円	五、一〇〇円	五、三〇〇円	四、七〇〇円	四、二〇〇円	四、九〇〇円	一一、八〇〇円	六、一〇〇円	四、二〇〇円
一五、九〇〇円	六、八〇〇円	七、一〇〇円	六、二〇〇円	五、三〇〇円	五、九〇〇円	一五、三〇〇円	八、〇〇〇円	五、三〇〇円